

1 勧告の要旨

令和5年5月10日付け目監第105号(保育園の未徴収の保育料に対して延滞金を課す行為に関する住民監査請求)にて目黒区監査委員から地方自治法第242条第5項の規定により、監査を行った結果、必要な措置を講ずるよう、勧告された要旨は、次のとおりである。

保育園の保育料の滞納に伴う延滞金については、目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第3条及び第4条並びに目黒区特別区税条例施行規則第36条から第39条に基づく手続きについて、必要な措置を講ずることを勧告する。

2 勧告に基づき講じた措置及び取組み状況

保育料の滞納に伴う延滞金の徴収に関して、今後、以下の方針に沿って順次見直しを進める。

なお、延滞金徴収の有無に関わらず、引き続き、保育料本体の適切な徴収に向けた取組を強化し、未収債権本体の減少を図っていく。

(1) 延滞金の徴収に関する見直し方針

保育料の延滞金については、幼児教育・保育の無償化に基づく保育料の無償化が進む中、福祉的な要素も加味して積極的な延滞金の徴収を行ってこなかった。

一方、保育料を適正に納付する者との公平性を担保し、保育行政の安定的な運営を確保するため、延滞金の徴収を行っている区もあり、現在、未徴収の区においても地方公共団体情報システムの標準化(以下「システム標準化」という)に合わせて、徴収開始の検討をしている区がある。

このような状況を踏まえ、延滞金の徴収や減免に関して定めた区の条例及び規則に則り、本区においてもシステム標準化の推移、新たな手続きに要する人員体制等、事務処理環境が整った段階で延滞金徴収を開始することとし、それに向けた取組に着手する。

(2) 取組手順等

ア 現行システムの改修とシステム標準化への対応

保育料を管理する現行システムは、延滞金の徴収・管理する機能を有しておらず、システム改修が必要となる。

一方、本システムは、令和7年度まで対応することが求められているシステム標準化の対象システムであることから、現行システムの改修とシステム標準化への対応の二重投資(改修経費とそれぞれのシステムに合わせた事務処理の整備と運用)となることを踏まえ、延滞金機能の追加・改修はシステム標準化に合わせて行う。

イ 規定の整備

保育料に係る延滞金の賦課・徴収に係る規定については、保育サービスそのものが児童福祉法に基づく事業であり、福祉的な要素が極めて強いことを考慮し、他の債権との統一的基準として保育料に係る延滞金の減免に関する要綱を定めた上で、保育利用者の生活状況等を踏まえた対応を行う。

ウ 人員体制の整備

新たな事務処理の検討（業務フローと対応する組織体制と人員の検討、整備）し、環境整備を図る。

エ 区民等への周知

延滞金徴収に関する環境が整った段階で区民、保育施設及び金融機関等への周知（時期、内容、手段等）を行う。

以 上